

議案第 20 号

平成 23 年度流山市西平井・鰐ヶ崎土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 23 年度流山市の西平井・鰐ヶ崎土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 24 年 2 月 16 日提出

流山市長 井崎義治

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業（測量等業務委託）	千円 6,800
		土地区画整理事業（道路築造工事及び盛土造成工事）	137,700
		土地区画整理事業（施行者負担金）	62,899
		土地区画整理事業（家屋移転補償）	32,355